

H27.8から

1割負担の利用者の場合

	介護サービス		居住費		食費等		合計	
	介	1割	所得段階	1日	31日	1日	31日	1ヶ月負担
個室	1	25,764	1段階	820	25,420	300	9,300	60,484
			2段階	820	25,420	390	12,090	63,274
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	86,524
			4段階	1,970	61,070	1,380	42,780	129,614
	2	28,027	1段階	820	25,420	300	9,300	62,747
			2段階	820	25,420	390	12,090	65,537
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	88,787
			4段階	1,970	61,070	1,380	42,780	131,877
	3	30,463	1段階	820	25,420	300	9,300	65,183
			2段階	820	25,420	390	12,090	67,973
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	91,223
			4段階	1,970	61,070	1,380	42,780	134,313
	4	32,728	1段階	820	25,420	300	9,300	67,448
			2段階	820	25,420	390	12,090	70,238
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	93,488
			4段階	1,970	61,070	1,380	42,780	136,578
	5	34,992	1段階	820	25,420	300	9,300	69,712
			2段階	820	25,420	390	12,090	72,502
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	95,752
			4段階	1,970	61,070	1,380	42,780	138,842

※上記表の介護サービスには個別機能訓練加算・栄養マネジメント加算・サービス提供強化加算・看護体制加算（Ⅰ）看護体制加算（Ⅱ）・夜間職員配置加算・口腔衛生管理体制加算・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を含んでいます。

※外泊及び入院中も居住費を算定します。

その他の加算（原則、1日当たり）③～⑩以外は該当者のみ

単位：円

加算項目	利用料 (1割の場合)	内 容
①初期加算	32	入居した日から起算して30日以内の期間に算定する。30日を越える入院後の再入居も同様。
②外泊時費用	257	外泊時（入院を含む）に1回につき、1月に6日を限度として算定する。
③栄養マネジメント加算	15	利用者の栄養ケア・マネジメントを行い算定する。（上記表に含まれる）
④サービス提供強化加算（Ⅰ）イ	19	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上
⑤看護体制加算（Ⅰ）イ	13	常勤の看護師が配置されている場合に算定する。（上記表に含まれる）
⑥看護体制加算（Ⅱ）イ	24	看護師が通常の配置基準よりも多くいる場合に算定する。（上記表に含まれる）
⑦夜勤職員配置加算（Ⅰ）	49	夜勤を行う看・介護職員の数が通常の配置基準よりも多くいる場合に算定する。（当園では従来型のみ算定しています。）
⑧口腔衛生管理体制加算	32	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアにかかる技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合であって、これに基づいて入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている場合に、一月につき算定する。
⑨介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施していると届けておりますので、基準に従って所定の割合に応じた介護報酬を加算し、一月につき算定する。
⑩経口移行加算	30	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、算定する。※180日を超えても、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされる場合には、引き続き算定する。
⑪経口維持加算（Ⅱ）	105	経口維持計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、計画が作成されてから起算して180日以内の期間に限り、算定する。※180日を超えても、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合には、引き続き算定する。

⑫療養食加算	19	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算 ※療養食：糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、高脂血症食、通風食及び特別な場合の検査食
⑬退居時前訪問相談援助加算	481	
⑭退居時後訪問相談援助加算	481	
⑮退居時相談援助加算	418	
⑯退居前連携加算	523	

居住費・食費の負担限度額（1日あたり）

単位：円

	所得段階			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	生活保護受給 高齢福祉年金 給付等	市町村民税非 課税世帯等 （年間80万 円以下）	市町村民税非 課税世帯等	課税世帯
居 住 費	820	820	1,310	1,970
食 費	300	390	650	1,380

※外泊及び入院中も居住費を算定します。また、この料金を頂いている間は、他の入所者等がベッドを使用することはありません。

	介護サービス		居住費		食費等		合計	
	介	2割	所得段階	1日	31日	1日	31日	1ヶ月負担
個室	1	51,527	1段階	820	25,420	300	9,300	86,247
			2段階	820	25,420	390	12,090	89,037
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	112,287
			4段階	1,970	61,070	1,380	42,780	155,377
	2	56,054	1段階	820	25,420	300	9,300	90,774
			2段階	820	25,420	390	12,090	93,564
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	116,814
			4段階	1,970	61,070	1,380	42,780	159,904
	3	60,926	1段階	820	25,420	300	9,300	95,646
			2段階	820	25,420	390	12,090	98,436
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	121,686
			4段階	1,970	61,070	1,380	42,780	164,776
	4	65,455	1段階	820	25,420	300	9,300	100,175
			2段階	820	25,420	390	12,090	102,965
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	126,215
			4段階	1,970	61,070	1,380	42,780	169,305
	5	69,984	1段階	820	25,420	300	9,300	104,704
			2段階	820	25,420	390	12,090	107,494
			3段階	1,310	40,610	650	20,150	130,744
			4段階	1,970	61,070	1,380	42,780	173,834

※上記表の介護サービスには個別機能訓練加算・栄養マネジメント加算・サービス提供強化加算・看護体制加算（Ⅰ）看護体制加算（Ⅱ）・夜間職員配置加算・口腔衛生管理体制加算・介護職員処遇改善加算（Ⅰ）を含んでいます。

※外泊及び入院中も居住費を算定します。

その他の加算（原則、1日当たり）③～⑩以外は該当者のみ

単位：円

加算項目	利用料 (2割の場合)	内 容
①初期加算	63	入居した日から起算して30日以内の期間に算定する。30日を越える入院後の再入居も同様。
②外泊時費用	514	外泊時（入院を含む）に1回につき、1月に6日を限度として算定する。
③個別機能訓練加算	25	利用者の日常生活を送る必要な機能の回復又はその減退を防止するために機能訓練指導員を配置している場合（上記表に含まれる）
④栄養マネジメント加算	30	利用者の栄養ケア・マネジメントを行い算定する。（上記表に含まれる）
⑤サービス提供強化加算（Ⅰ）イ	76	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上（上記表に含まれる）
⑥看護体制加算（Ⅰ）イ	25	常勤の看護師が配置されている場合に算定する。（上記表に含まれる）
⑦看護体制加算（Ⅱ）イ	48	看護師が通常の配置基準よりも多くいる場合に算定する。（上記表に含まれる）
⑧夜勤職員配置加算（Ⅰ）	96	夜勤を行う看・介護職員の数が通常の配置基準よりも多くいる場合に算定する。（当園では従来型のみ算定しています。）（上記表に含まれる）
⑨口腔衛生管理体制加算	63	歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に対して口腔ケアにかかる技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合であって、これに基づいて入居者の口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されている場合に、一月につき算定する。（上記表に含まれる）
⑩介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数にサービス別加算率を乗じた単位数で算定	厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施していると届けておりますので、基準に従って所定の割合に応じた介護報酬を加算し、一月につき算定する。
⑪経口移行加算	59	経口移行計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士が、経口による食事の摂取を進めるための栄養管理を行った場合には、計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、算定する。※180日を超えても、継続して経口による食事の摂取を進めるための栄養管理が必要とされる場合には、引き続き算定する。

⑫経口維持加算（Ⅱ）	209	経口維持計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士または栄養士が、継続して経口による食事の摂取を進めるための特別な管理を行った場合には、計画が作成されてから起算して180日以内の期間に限り、算定する。※180日を超えても、医師の指示に基づき、継続して誤嚥防止のための食事摂取を進めるための特別な管理が必要とされる場合には、引き続き算定する。
⑬療養食加算	38	医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合に加算 ※療養食：糖尿病食、腎臓病食、肝臓病食、胃潰瘍食、貧血食、すい臓病食、高脂血症食、通風食及び特別な場合の検査食
⑭退居時前訪問相談援助加算	962	
⑮退居時後訪問相談援助加算	962	
⑯退居時相談援助加算	836	
⑰退居前連携加算	1,045	

居住費・食費の負担限度額（1日あたり）

単位：円

	所得段階			
	第1段階	第2段階	第3段階	第4段階
	生活保護受給 高齢福祉年金 給付等	市町村民税非 課税世帯等 （年間80万 円以下）	市町村民税非 課税世帯等	課税世帯
居 住 費	820	820	1,310	1,970
食 費	300	390	650	1,380

※外泊及び入院中も居住費を算定します。また、この料金を頂いている間は、他の入所者等がベッドを使用することはありません。